

## 第1回 三重県環境審議会土砂条例部会 議事録

日時：令和6年8月2日（金）10：00～12：00

場所：三重県勤労者福祉会館 2階 第2会議室

### 開会

（事務局）

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、三重県環境審議会条例の規定により、設置されました三重県環境審議会土砂条例部会の第1回部会を開催いたしたいと思っております。

本日の進行をさせていただきます、大気・水環境課班長の村田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、宮岡委員の方がご都合により欠席となっております。

また本日、黒坂委員の方が御都合により、WEBでの参加となっております。

三重県環境審議会条例の第7条の規定では、部会の最後は部会長が処理することとされておりますが、本日の部会が初回でございますので、部会長を決定いただくまでの会議につきましては、事務局が代行して進めさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

それでは、事項書に従って進めさせていただきます。

まず、議事に先立ちまして、環境生活部環境共生局大気・水環境課課長の佐野より挨拶を申し上げます。

（佐野課長挨拶）

（事務局）

続きまして委員の皆様にご挨拶させていただきます。

審議会につきましては、原則公開としているところでございます。

委員の皆様にご改めて公開の可否につきましてお諮りをしたいと思っておりますが、本部会を公開とすることに御異議はございませんでしょうか。

ありがとうございます。御了解いただきましたので、本部会は公開とさせていただきます。

それではここで傍聴の皆様にご挨拶させていただきます。傍聴の皆様におかれましては、傍聴要領に従い審議を傍聴していただきますようによりしくお願い申し上げます。これに反する場合、御退出をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

また、議事進行中におきましては、議論に、委員の皆様の議論に集中していただき

たいと考えておりますので、できる限り撮影は冒頭のみでお願いしたいと考えております。御協力をよろしく願いいたします。

続きまして配布した資料の確認をしたいと思います。

(事務局)

【事務局説明 (略)】 配布資料の確認 資料 1～11、参考資料 1

不足等ございませんでしょうか。途中でも、不足や落丁等ございましたら、申し出ていただければと思いますのでよろしくお願い致します。

それではここで委員の皆様の方のご紹介をさせていただきます。お手元の資料 1 にお配りしました名簿の順にご紹介させていただきます。お名前をお呼びさせていただきますので、そのあと、委員の皆様方には一言ずつ、お言葉をいただければと思っておりますのでよろしくお願い致します。

(委員)

【各委員挨拶】

(事務局)

こちらに座らせていただいているのが事務局になりまして、環境生活部環境共生局の大気・水環境課と廃棄物監視指導課となります。どうぞよろしくお願い致します。

それでは次に、事項書の 2 にございます、本部会の部会長の選任をお願いしたいと思います。

まず、本部会の条例上の位置付けや、部会設置の経緯について事務局の方から説明したいと思います。

【事務局説明 (略)】 部会の位置付け、設置の経緯 資料 2

三重県環境審議会条例第 7 条第 3 項の規定により、「部会に部会長を置き、その部会に所属する委員がこれを互選する」とされておりますので、まず、部会長の選任をお願いするという次第でございます。

御推薦、立候補はございますか。

(推薦、立候補なし)

御推薦、立候補がないようでしたら事務局から岡島委員に部会長をお願いしたいと

と思いますが、皆様、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。異議なしということですので、岡島委員に部会長をお願いしたいと思います。

岡島部会長、簡単にご挨拶の方よろしくをお願いします。

(岡島部会長)

岡島です。非力ですが、部会長を務めさせていただきたいと思います。

土砂条例に関しましては、盛土規制法に係る整理ということですが、三重県の土砂条例は、土砂の崩壊に伴う人命または財産を守るような条例でもありますけれども、それに加えて生活安全上の水や土壌環境を守るような、重要な条例になっていると認識しております。

検討におきましては、皆様の御協力を得ながら進めさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

#### **議事（１）土砂条例部会長の選任について**

(事務局)

また、三重県環境審議会条例第7条第5項では、あらかじめ部会長が指名した方が、その職務を代理すると定められておりますので、部会長の代理の方を会長の方から御指名いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(岡島部会長)

それでは、令和元年度の土砂条例制定時の部会におきましても、部会長代理をしていただきました宮岡委員、本日、御欠席で非常に申し訳ないんですけども、を指名させていただければと思います。事務局から、宮岡委員に説明いただいてよろしいでしょうか。

(事務局)

ありがとうございます。

部会長の代理の件につきましては、事務局の方から、宮岡委員に改めて御説明させていただきますと思います。

それでは、以降の進行につきましては、岡島部会長の方でよろしくお願ひしたいと思います。

傍聴者の方の方にお願ひですが、撮影につきましては、ここまでとさせていただきますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。円滑な議事進行に御協力

ただきありがとうございました。

それでは部会長よろしく申し上げます。

## **議事（２）三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の規制のあり方について**

### **諮問書、諮問内容説明**

（岡島部会長）

それでは事項書に従いまして、議事の方を進めていきたいと思えます。

議事（１）が終わりましたので、議事（２）「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の規制のあり方について」ということで、まずは、7月4日に開催されました三重県環境審議会で報告いただきました内容について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）【事務局説明（略）】諮問書資料2、諮問内容説明資料2-1～2-4

（岡島部会長）

環境審議会への報告に関することでしたけれども、何か皆様から御意見はございませうでしょうか。

（意見等なし）

## **三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の規制のあり方検討**

（岡島部会長）

続きまして、三重県土砂等の埋め立て等の規制に関する条例の規定のあり方についての審議について、まず事務局から資料3と資料4を説明いただき、資料4に関してはシートごとに分かれておりますので、そちらの方を都度、各委員の方に御意見、御質問等いただければと思っております。

それでは、事務局の方から御説明をよろしく願いいたします。

（事務局）【事務局説明（略）】

三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例の規制のあり方について資料3

課題検討シート資料4

（岡島部会長）

それでは、資料4の課題検討シート1「土砂災害の未然防止に関する規定の整理」につきまして、事務局案がありましたら、御説明いただければと思えます。

(事務局)【課題検討シート1 (方向性 (事務局案))】

●土砂災害の未然防止に関する規定の整理

- ① 盛土規制法の規制区域内では、盛土規制法の規制対象となる行為(盛土、一時堆積)について、土砂条例の構造基準を適用しないこととします。
- ② 盛土規制法の適用除外となる行為(盛土規制法施行令及び盛土規制法施行規則で定める行為)について、土砂条例の構造基準を適用しないこととします。
- ③ 盛土規制法の規制対象外となる行為(窪地の埋立て)については、土砂条例の構造基準を適用しないこととします。
- ④ 土砂条例の「搬入禁止区域の指定」に係る規定については、盛土規制法の規制区域内では適用しないこととします。
- ⑤ (盛土規制法の規制区域内は、)盛土規制法で実施された「住民への周知」については、土砂条例の「住民への説明会」が実施されたものとみなします。

(岡島部会長)

それでは、今ご説明いただきました課題検討シート1に関する方向性含めて、委員の皆様からご意見いただければと思います。よろしくお願いたします。

(委員)

①のところなんですが、「盛土規制法の規制区域内では」というふうな文言が一文目に入ってるんですけども、盛土規制法の規制区域というものもまだ検討中かもしれないんですが、規制区域以外では、土砂条例の構造基準は適用されるのですか。

(事務局)

今のところ土砂条例では、全域で構造基準をかけていますが、盛土規制法の規制区域外につきましては、土砂条例の方で引き続き構造基準を見ていくことを考えております。

(委員)

土砂条例の構造基準がなくなるわけではなくて、盛土規制法の規制区域によって、かかる規定が変わるということですね。

(事務局)

その通りです。規制区域内につきましては、基本的に盛土規制法で見ていただいて、区域外については土砂条例で構造基準を見ていくということで、県全域を担保していきたいと考えてます。

(委員)

県の方からの説明の中で、土砂条例よりも、盛土規制法の構造基準の方が厳しい基準であるという話がありましたが、資料5の上の①構造基準の評価と思うのですが、勾配と小段と一番下の安全率と盛土規制法と条例で、数値が異なっているものに関しては、いずれも盛土規制法の基準の方が、厳しい基準ということで理解してよろしいでしょうか。

(事務局)

盛土規制法の方が厳しい基準になってきて、特にこの安全率は、1.2倍の余裕を見るのか、1.5倍で見るのかというような形で、基本的には、盛土規制法の方が厳しい規制になるということになります。

(委員)

県としては、土砂条例の今後の対応としましては、目的等々については、変更しない、これまで通りとをするというような考え方でよい、ということでしょうか。あくまでこの重なった部分の条例の規制のあり方を考えているという認識でよろしいでしょうか。

(事務局)

土砂条例は、目的に生活環境と災害防止の2つがあるのですが、指定区域がまだ決まっていないということもありまして、区域外については、構造基準は見ていくということもありますので、目的は変えずに行きたいというふうに考えています。

(委員)

周知の方法について、説明会の開催以外の周知の方法を検討することとします、とありますが、現状は説明会の開催自体は義務にしていたかと思えます。規制が緩くなったりはしないでしょうか。

(事務局)

土砂条例では、説明会の開催は義務付けしております。盛土規制法につきましては、義務付けまではされていないところがあります。盛土規制法では、周知の方法というのは、回覧であるとか、掲示とかインターネットであるとか、そういった方法も認められているところでもあります。

御意見の通りの部分もあると思えますので、説明会の開催については、住民への不安の払拭も目的の1つであるので、御意見も含めて、再度検討をさせていただきたいと思えます。検討内容は、中間案に、反映させたいと思えます。

(委員)

盛土規制法でも、構造基準に関しては、法の流れに則っていくとして、土砂条例では説明会の義務を残すとしても、それ以外のところはどうか。

(事務局)

盛土規制法の規定により、説明会というか住民周知をやっていくことになると思いますが、土砂条例では基本的に生活安全のような話なので、持ってくる土質の基準であるとか、その後の水質であるとか、しっかりと土砂条例の方で考えていく必要があるというふうに考えていますので、その辺りも整理し、中間案で示したいと思います。

(委員)

わかりました。中間案に向けて整理が必要かと思しますので、よろしくお願いします。

(委員)

⑤番について、盛土規制法の住民周知の方法を読みますと、現地での看板の設置と、インターネットでの報告、ホームページ上とかにその看板の情報を載せることで、法としての義務としては足りるという形にされております。

ただ、あまり目立たない看板を立てて、誰も見ないようなホームページに内容載せるだけで、一応、住民への周知をしたというような悪用事例が出てきてしまうと、やはり住民とのコミュニケーション不足というものが、顕在化してきてやっぱり後々問題になりかねないかなという部分がございますので、盛土規制法のこの意見周知の方法には少し危険性があるのかなというふうに考えております。

(事務局)

住民への不安の払拭という部分がやはり、土砂条例としては重要な部分であると思しますので、住民とのコミュニケーション不足とならないよう、その辺りも含めて、中間案に反映させて、提示できればと思っておりますので、よろしくお願いします。

(委員)

②番には、盛土規制法の規制区域内という文言はありませんが、土砂条例全体に関して、適用除外に関しては盛土規制法に揃えていきたいという認識でよろしいですか。

(事務局)

盛土規制法で、災害の発生の恐れがないと示されている行為ですので、②番と、あと③番も、規制区域外も含めて、適用除外とさせていただくことを考えております。

(委員)

③番の窪地の埋立について、盛土としての災害は確かに起きないと感じるのですが、例えば締固めが緩いような、埋立てがされた場合に、液状化等の災害が起こる可能性もあるかと思うのですが、その場合、現在の条例だと締固め圧とか沈下対策等がありますが、ここが外れることになるかなと思うのですが、何か他にそういうところに、規制がかけられているものはありますか。

(事務局)

まだ相談段階ではありますが、池の埋立てについて相談をいただいております。ボーリング等により評価をして、申請をしてくるよう指導しています。盛土規制法のQ&Aで示されている「窪地における盛土の規制要件の考え方」に合わせて、外部への流出を見ていくことを考えているところです。

(委員)

盛土規制法の中でも結構、盛土の中の水の扱い等も、かなり書き込んであるかとは思いますが、埋立てにおいても水の水位の高さ等で液状化等しやすくなる場所もあるので、一回御検討いただければと思います。

(事務局)

検討させていただきます。

(委員)

③番の埋立てですが、条例のパフレットを読むと、埋立ての例として、山間部や谷地の埋立てと書かれています。

平面が広がっている中の一部が窪んでいるところを埋めるのであれば、そんなに危険はないと思いますが、こういう山間部の谷地の埋立てとなりますと、近視眼的に見れば確かに埋立てだと、ただ、もう少し視点を引いてみると、盛土的な要素も含まれるような案件もひょっとしたら、出てくるのではないかなと思いますが、そういう場合に埋立てを一切除外してしまうと、危険が生じる可能性が出てくるのかなというのが少し気になりましたので、このあたり何か検討されてるところがあれば、教えてください。

(事務局)

盛土規制法の窪地の考え方を運用したいと思っております。簡単に言えば、窪地が四方に、囲まれていて、ほんとに単なる穴の埋立てというようなものをイメージしております。委員がおっしゃるような溪流や谷を埋めるようなものは埋立てとは考えておりません。

基本的に溪流地につきましては、埋立てというよりも溪流地が、基礎になってくるので、そこからの盛土という考え方になってきますので、盛土規制法で規制されると考えております。

(委員)

工事の実施場所が、埋立てなのか盛土なのかという審査は、客観的な基準があるのか、それともある程度全体的なところを見て判断するものなののでしょうか。

(事務局)

例えば河川の堤防の大きさは、流量により定められています。これを堤体と言いますが、堤体と呼べるものが河川からどれぐらい離れて構築されているかによって、構造物としてみなせるかというところがあります。埋立てなのか盛土なのかということについても、どれぐらいであれば埋立てでどれぐらいであれば盛土なのかについては、個別の判断になると思います。

(事務局)

本日御欠席の宮岡委員から意見を預かっておりますので、紹介させていただきます。

- ・ため池等の堤体を有しているところで土砂を盛っていく場合は、盛土として盛土規制法の規制がかかることになる。今後、条例の「埋立て」の概念をわかりやすく説明していくほうがよい。
- ・盛土によって、住民が圧迫感を感じることを起きないように、きちんと事前に事業者が説明会を開催して、住民に納得いただいた上で事業を進めたほうがいいのか。
- ・課題検討シートの方角性については、この方角性で考えていけばいいと思う。

また、現在の条例で高さの制限は設けているのかという御質問をいただきましたので、事務局からは、15mまでは通常の申請で審査し、これを超えるような高さの場合は、安定計算を行った上で申請しなければいけないという制限を設けている、と回答しております。

(委員)

④番ですが、知事が搬入禁止の指定ができるという規定が条例にあると思いますが、これによって即時性が担保されてるようなイメージがあります。今回の盛土規制法の規制区域内では適用しないことになっていますが、こちらは外しても、すぐ止めるということに関しては、県で対応できるものなのでしょうか。

(事務局)

搬入禁止区域の指定なんですけれども、基本的には人の生命とか財産とか身体に影響を及ぼす場合に指定が認められるということになりますので、構造基準、土砂災害に対してという話になってきます。盛土規制法で、土砂災害とか構造基準とか、そういったところを判断することになってくると思いますので、規制区域内は、基本的にはそちらで判断を委ねる形になってくるかと思います。

生活環境の保全の考え方もありますが、生活環境の保全では、すぐに命に関わるという事にはならないということもあり、また、土壌汚染が発見されたときは土壌汚染対策法で対応できると考えています。

(委員)

わかりました。盛土規制法の構造基準の方で搬入も止められるということですね。

(事務局)

盛土規制法で規制をしていただく必要があるということです。

(岡島部会長)

課題検討シート1の審議はここまでとし、課題検討シート2の検討に移っていきたいと思います。事務局から課題検討シート2の説明をお願いします。

(事務局)【事務局説明(略)】課題検討シート2 **資料4**

(岡島部会長)

それでは、資料4の課題検討シート2「土砂災害の未然防止に関する規定の整理」につきまして、事務局案がありましたら、御説明いただければと思います。

課題検討シート2 **方向性(事務局案)**

●土砂基準の確認に関する規定の整理

- ① 土砂条例では、一定規模以上の盛土等について、引き続き、生活環境の保全の観点から、土砂基準の適合性の確認を行っていきます。また、搬入場所の把握を行い、土壌及び水質の安全を確認するために、届出制を新たに設けます。
- ② 土砂条例において、土砂等が搬入された埋立て等区域内の土壌の土砂基準の適合確認は、行為の終了時に求めます。
- ③ 土砂条例により土砂の搬入時に確認する事項において、盛土規制法の規制区域内では、土量に関する報告及び管理台帳は省略します。
- ④ 土砂条例の土砂基準の規制対象から鉱山保安法における行為を適用除外とします。

(岡島部会長)

それでは、課題検討シート2に関しまして方向性も含めて、委員の皆様からご意見いただければと思います。よろしく願いいたします。

(委員)

①番のところ、許可制から届出制ということになると、ちょっと規制が緩くなっているような、文言だけ見れば、印象もあるかと思うんですけども、実際これを許可から届出にすることによって、何か土砂基準に関するチェック体制が現実的に緩くなるというような危険は特にはないということで、理解してよろしいでしょうか。

(事務局)

資料8を御覧ください。今の土砂条例の手続きのフローとなっております。

基本的に許可申請の場合は説明会を開催した後、許可を行うこととなりますが、審査は基本的に構造基準がメインとなっております。埋立等の開始後というところで、土砂の搬入の届出、定期的な水質調査、完了時の水質調査、それから土壌調査、という

形になってくるので、許可でも届出も動き出してからの行為に対して、安全性の規制がかかることとなります。

汚染土壌だと、条例で、何人も土砂基準に適合しない土砂の埋め立てを禁止していますので、安全性については、措置命令等が可能と考えており、土砂基準の確認については、届出制としても許可制と同様の規制ができると考えています。

(委員)

つまり仮に許可制を維持したとしても、最初の許可の段階では、どのような土が実際運ばれるかが、まだわかっていない状況なので、許可の段階で、土砂基準に適合するかしないかという判断がなかなか難しい。むしろそのあとの実際に埋立て等が開始された後での定期的な調査がメインになってくるということで理解しよろしいでしょうか。

(事務局)

その通りです。

特には、最初の許可の段階では、通常の土砂を、持ってくるのかとか、改良土を持ってくるのか、そういったところの報告があると思うんですね。

当然改良土とかそういったのであれば、基準とかあると思うんですけども、そういった情報しかわからない。

当然、後からです、持ってきたその搬入のものとかそういったところを確認していく必要があるというふうに考えています。

(委員)

全く同じことを聞こうと思っていたので、大体わかりましたが、どうしても許可制から届出制になると規制が緩くなってしまったような印象をどうしても受けてしまうのですが、規制が落ちるところがないのかどうかと、ただ許可制を維持する自治体もあるようにも聞いていますので、次回までに、もう少し詳しく、どのあたりが届出制にしたときに全く問題がないといいますか、むしろ実態に合っているのだというところを明示していただきたいなと思います。

(事務局)

中間案でお示ししたいと思います。

(委員)

鉾山保安法のところですが、現在は土砂条例の適用除外なのでしょうか。

(事務局)

現在は土砂条例の適用除外にはなっておりません。

(委員)

それを適用除外にしたいという意図は、これまで運用してきた現状に即してということでしょうか。

(事務局)

鉱山保安法については、これまでも鉱山保安法で環境上の安全性は確保されていましたが、盛土の構造基準は確保はされていなかったということで、今まで土砂条例の規制を行ってきました。

今回、盛土規制法で適用除外になったということで、構造基準が外れるので、鉱山保安法は、土砂条例で適用除外としても差し支えないと考えております。

(委員)

これまで三重県内で許可の事例はあったのでしょうか。

(事務局)

はい。1件あります。

(委員)

②番の土砂基準の適合確認の点で、県から説明がありましたが、6ヶ月ごとに定期点検が行われるので、最終の工事完了時の確認で足りると考えているという説明だったかと思いますが、6ヶ月ごとの水質検査等の検査内容と、最終の土壌の検査内容は違いがあるのでしょうか。

(事務局)

盛土をされた区域外に出てくる水質検査を6ヶ月ごとに行っており、最終的に完了したときにも水質の検査と土壌の検査を行っています。定期的に水質の方を検査して安全性を担保しているので、最終的な土壌検査のみで問題はないと考えているところです。

(委員)

その水質検査では、発見されないけれども、最終の土壌検査で汚染が発見されるというような物質というのは何か想定されるのでしょうか。

(事務局)

基本的には、搬入の届出等で確認していますが、土壌汚染に係るすべての物質が溶出してくるわけではないので、土壌の場合と水質の場合とで発見される物質が異なってくる可能性はあります。基本的に溶出してきて地下水の汚染という話になるので、水質調査で確認することは重要だと思っています。

(委員)

この辺の前提事情の確認として、1つの埋立工事期間で最長のものだと、どれぐらいの期間に及ぶような事例があるのでしょうか。

(事務局)

10年程度のものが最長かと記憶しています。先ほど言いました鉱山保安法のものが最も長かったものと記憶しています。

(委員)

そうすると、現状では3年区切りで土壌検査が行われるが、もし、3年区切りを外してしまうと、最長10年間は、土壌の検査が行われなかったという事案が発生する可能性があるという理解でしょうか。

(事務局)

そういう可能性はありますが、水質検査でしっかり確認させていただいているので、万が一その水質検査で違反があれば、土壌も確認することになりますので、最終的な土壌調査は、最後の1回と考えているところです。

(委員)

水質検査ですべて確認できるのであれば6ヶ月ごとにチェックできればいいかと思いますが、中間案までに、水質検査だけではなくて最終の土壌確認をしないと、初めて発覚するような有害物質があるかどうかというところを今一度、御確認いただければと思います。

(事務局)

わかりました。

(委員)

③番の土量に関するところですが、土量に関する報告っていうのは、構造基準が満たされていれば、そちらで土量の管理ができるということで理解すればよろしいです

か。

(事務局)

量については基本的には構造基準に影響すると考えているので、土量については、外したいというふうに考えております。

(委員)

①番のところですが、先ほど6ヶ月ごとにということはわかりました。方向性の資料の方では、搬入場所の水質みたいに読めてしまいましたが、搬入場所の水質ではなくて、盛土の表面、表流水の水質ということですよ。

(事務局)

そのとおりです。

(岡島部会長)

続きまして、課題検討シート3の検討に移っていきたいと思います。事務局から課題検討シート3の説明をお願いします。

(事務局)【事務局説明(略)】課題検討シート3 資料4

(岡島部会長)

それでは、資料4の課題検討シート3「その他規定の整理」につきまして、事務局案がありましたら、御説明いただければと思います。

課題検討シート3 方向性(事務局案)

●その他規定の整理

- ① 盛土規制法は土砂条例と同様に、災害の未然防止を目的とする法令であることから、土砂条例の欠格要件の事項に、盛土規制法の違反(第12条第1項の規定に違反して、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事をしたとき等)の事項を加えます。
- ② 新たに届出制を設けた場合の市町との情報共有については、届出の受理後に市町へ通知を行うこととします。
- ③ 盛土規制法の規制区域の指定日に、土砂条例の許可を受けている者が、法の規制区域の指定日から21日以内に盛土規制法の届出を行った場合であっても、引き続き、許可の期間内は土砂条例の規制を継続します。
- ④ 生活環境の保全に資するための罰則等の規定に搬入場所の届出を加えます。

(岡島部会長)

方向性も含めて、課題検討シート3について、御意見、御質問等いただければと思います。お願いします。

(委員)

②番の届出制にした場合に、受理後に通知を行うこととしますということですが、通知は、届出があったかなかったか程度の通知なのか、もしくは届出の内容に関してまで通知するのかどちらでしょうか。

(事務局)

こういった場所でこういったことが行われるという形で、届出内容を通知するというを考えているところです。市町と情報共有をすることが目的です。

(委員)

③番ですが、この文言だと、どこかで法の隙間が出るところがあるので、そこは条例でカバーしますというような理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

盛土規制法の指定日に法の規制対象となっている行為を行っている場合は、法の届出を行うとなっておりますが、法の構造基準が適用されないことになっていきます。指定日に、土砂条例で既に許可を受けているところが出てくるので、そこについては、土砂条例の許可期限（3年間）までは条例で構造基準を見ていきたいと思っています。

(委員)

届出制にしたときの罰則の規定のあり方等を含め、許可制から届出制に変更するところの部分が気になるので、次回までに、どういったあたりがどういうふうになるのかという、具体的な案をお示しいただきたいです。特に最後の④番あたりが気になる場所ではありますのでよろしくお願いします。

(事務局)

この辺りの規定のところにつきましては、中間案を示す段階で、合わせてお示しさせていただきますと思います。

(委員)

許可制のまま残すところも結構、他自治体ではありますので、その辺りの整理が一番の論点かなと思いますのでよろしくお願いします。

(委員)

課題検討シート3に関しては、概ね妥当な変更だと思いますので、意見はございません。

(委員)

①番の法律について、土砂条例の欠格要件を、法律の事項に加えるっていうことはできるものなのでしょうか。

(事務局)

盛土規制法で違反があったものを土砂条例の欠格事項に加えるということです。

(岡島部会長)

届出制度に関する許可制から届出制にするときの論点といたしますか、違いの整理に関しては、もう一度、事務局で整理して、この場にお示しいただければと思います。

(岡島部会長)

それでは、委員の皆様には、専門の立場から本当に熱心に御議論いただき、貴重な御意見いただきありがとうございました。その他事務連絡等、事務局からありますでしょうか。

(事務局)

【事務局説明 (略)】今後のスケジュール (案) 資料 11

(岡島部会長)

以上をもちまして、本日の議事を終了したいと思います。  
進行を事務局にお返しします。

(事務局)

本日、長時間にわたりまして御議論いただきました内容につきましては、方向性が見直しも含めて、中間案を取りまとめていきたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、本日の議事の確認と、中間案の取りまとめに向けた御相談をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次の部会につきましては、8月20日となりますが、場所や時間につきましては、決まり次第、事務局の方から御案内させていただきたいと思っております。

それでは本日の部会を終了させていただきます。ありがとうございました。